

第4号議案

令和8年度 事業計画（案）

事業項目	細目
第1 会議	1 総会・臨時総会 通常総会及び臨時総会を開催し、本会の目的・運営に関して必要な事項を審議し、会員から広く要望・意見を聞き、本会の向上発展、会員の獲得に努め、管内の交通事故防止及び安全で安心な街づくりに寄与する。 2 役員会 随時開催し、総会提出議案の審議、役員会の審議事項並びに本会の事業計画の効率的な実施について審議し、各支部における交通安全活動を積極化させる。 3 常任理事会 必要に応じて開催し、事業計画の具体的実施方策について審議し、役員会における審議の効率化を図る。
第2 交通事故防止 及び啓発活動の 強化	1 全国交通安全運動の推進 春・秋の全国交通安全運動においては、交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱に基づき、各運動の関係団体と事前に推進協議会を開催し、各運動を効率的に推進する。 2 「交通安全の日」などの推進強化 毎月の「交通安全の日」、「高齢者交通安全日」「自転車安全利用の日」等は、各支部役員を中心として街頭啓発活動の強化を図る。 3 各種運動等の推進 (1) こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 (2) 道路横断中の交通事故防止対策の推進 (3) 交差点の交通事故防止対策の推進 (4) 自転車乗車用ヘルメットの着用を始めとする自転車の安全利用の促進 (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底 (6) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進 (7) 飲酒運転の根絶 4 交通安全教育の推進 (1) 高齢者の交通安全意識高揚と高齢者保護意識の醸成 「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」キャンペーンの推進 ○ 反射材等の配布及び活用の促進 ○ 横断時の横断歩道利用と、安全確認の促進 ○ シニアドライバーコンテストの開催 ○ 電動車いす登録制度に伴う交通安全指導の励行 (2) 各種交通安全教室の開催 ○ 幼稚園・小学校等における交通安全教室 園児、児童とその父兄、地区協会員など地域が一体となった交通安全

	教室の開催 (3) 自転車乗車時のヘルメット着用及びマナーアップ 「グッドマナーサイクリストEHIME」キャンペーンの推進 ○ 自転車安全教室等において正しいヘルメット着用や乗車方法など自転車の安全利用を普及 ○ 高校生による自主的な活動を促進して、自転車利用時の交通マナー向上と自転車の安全利用を推進 ○ 大人の自転車利用者に対して、ヘルメット着用の徹底と自転車安全利用の呼びかけや啓発を推進 ○ 新制度「自転車運転者の交通反則通告制度」導入の周知 (4) 二輪車の安全な乗り方の指導 警察・自動車教習所の協力を得て、二輪車の特性や危険性を周知して安全な乗車方法や運転技能を指導（二輪車安全運転愛媛県大会への出場） (5) 「前見て！運転プロジェクト」の推進 ○ 「前を見て道路に沿って走る」ことは運転手の基本的義務であることの周知 ○ 横断歩道手前での十分な減速と安全確認の推進 (6) 「大人も手を上げよう」運動の推進 ○ 歩行者自らが横断歩道での安全を確保する行動について広報啓発 (7) 飲酒運転の追放 飲酒運転を絶滅するための広報、啓発活動の強化 (8) 暴走運転の追放 暴走運転による交通事故を防止するため、若年者に対する安全運転意識の啓発及び広報活動の強化																								
第3 各運動の強調期間及び強調日	1 強調期間 <table> <tr> <td>(1) 春の全国交通安全運動</td><td>4月 6日～4月15日</td></tr> <tr> <td>(2) 自転車月間</td><td>5月 1日～5月31日</td></tr> <tr> <td>(3) 暴走族追放キャンペーン</td><td>6月20日～7月10日</td></tr> <tr> <td>(4) えひめ無事故・無違反123コンテスト</td><td>8月31日～12月31日</td></tr> <tr> <td>(5) 秋の全国交通安全運動</td><td>9月21日～9月30日</td></tr> <tr> <td>(6) 夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン</td><td>10月1日～12月31日</td></tr> <tr> <td></td><td>重点日 10月20日・11月20日</td></tr> <tr> <td>(7) 年末の交通安全県民運動</td><td>12月21日～12月31日</td></tr> </table> 2 強調日 <table> <tr> <td>(1) 交通安全の日</td><td>毎月20日</td></tr> <tr> <td>(2) 自転車安全利用の日</td><td>毎月10日</td></tr> <tr> <td>(3) 高齢者交通安全日</td><td>毎月10日</td></tr> <tr> <td>(4) 交通事故死ゼロを目指す日</td><td>4月10日、9月30日</td></tr> </table> （上記(1)(2)(3)は、当日が土曜・日曜、祭日に当たる場合はこれらの日の翌日）	(1) 春の全国交通安全運動	4月 6日～4月15日	(2) 自転車月間	5月 1日～5月31日	(3) 暴走族追放キャンペーン	6月20日～7月10日	(4) えひめ無事故・無違反123コンテスト	8月31日～12月31日	(5) 秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日	(6) 夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン	10月1日～12月31日		重点日 10月20日・11月20日	(7) 年末の交通安全県民運動	12月21日～12月31日	(1) 交通安全の日	毎月20日	(2) 自転車安全利用の日	毎月10日	(3) 高齢者交通安全日	毎月10日	(4) 交通事故死ゼロを目指す日	4月10日、9月30日
(1) 春の全国交通安全運動	4月 6日～4月15日																								
(2) 自転車月間	5月 1日～5月31日																								
(3) 暴走族追放キャンペーン	6月20日～7月10日																								
(4) えひめ無事故・無違反123コンテスト	8月31日～12月31日																								
(5) 秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日																								
(6) 夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン	10月1日～12月31日																								
	重点日 10月20日・11月20日																								
(7) 年末の交通安全県民運動	12月21日～12月31日																								
(1) 交通安全の日	毎月20日																								
(2) 自転車安全利用の日	毎月10日																								
(3) 高齢者交通安全日	毎月10日																								
(4) 交通事故死ゼロを目指す日	4月10日、9月30日																								

第4 交通検問所、資器材、倉庫等の整備と効果的な活用	1 交通検問所等の点検整備 交通検問所及び広告塔、資機材等の点検整備を推進して、構造物及び資機材の適切な管理を行い、各地区の活動拠点として検問所等を効果的に運用 2 施設、資機材の効果的、適正な活用 ○ 交通検問所等に掲出するスローガン、赤色回転灯などを活用して効果的な啓発活動を推進 ○ 街頭啓発時における横断旗、プラカード等の資機材の効果的な活用と資機材の適正な管理と利用による啓発活動の推進
第5 表 彰	1 適正な表彰上申手続きの推進 上申基準の該当性や支部長等の推薦に基づく活動経歴の確認、個人情報などの秘密の保持を徹底して、適正な上申手続きを推進 2 公平で公正な表彰の推進 会員経歴や表彰経歴、地道な活動実績による交通安全への貢献などに基づいた公平で公正な表彰の推進
第6 運転免許証更新等の受託事務の適正な推進	1 免許更新等の受託業務の適正な処理と効率化 ○ マイナ免許証等所持方法における適正な事務手続きの推進 ○ 受付窓口における手続き順序の明瞭化と処理手続きの効率化により、効率的に業務を推進 2 個人情報の保護 事務取扱者に対する指導・教養の徹底、機器の点検整備、機器取扱い基準の遵守などによる個人情報の漏洩を防止 3 協会業務の周知と親切的な対応 協会業務を正しく理解してもらうために適切な広報と相手の立場に立った親切的な対応の徹底
第7 会員獲得に向けた取組	1 協会の事業内容等の正確な周知 ○ 街頭啓発活動などを積極的に展開し、協会の設立目的や事業内容等を正しく周知して、協会理念に賛同する方の適切な勧誘 ○ 免許更新手続き時において、協会事業等の正しい周知を行い適切な入会勧誘を推進 2 地域に根ざした活動に基づく勧誘 地域行事や学校行事など地域に根ざした活動を推進して、良好な地域コミュニティを基盤にした勧誘の推進 3 企業、団体等と共同した活動に基づく勧誘 企業や団体等と共同した啓発活動等を推進し、協会の理念や事業に賛同を得ることで、企業等の関係者に対して適切な勧誘を推進